

# 西都市子育て世代移住促進 住宅取得助成金交付事業

西都市は子育て世代の転入促進を図るため、市内に住宅を「新築」又は「購入」した子育て世代の転入者に対し、助成金を交付します！

## 交付対象者

次の全てに該当する方が対象者です。

- 本人又はその配偶者が転入者であること  
※転入者…西都市への転入予定者で、直近3年間西都市に住所を有しない者（既に転入している場合は、転入前の3年間本市に住所を有しておらず、かつ申請日において転入後1年以内の者）
- 交付申請日時点で、本人又はその配偶者のどちらかが40歳未満、もしくは中学生以下の子どもを養育し同居していること
- 新築住宅の工事、新築住宅・中古住宅の購入のいずれかを行う者
- 世帯員全員が西都市税の滞納がないこと
- 自治会に加入する又は加入を予定している者
- 過去に「子育て世帯等住宅取得助成金」の交付を受けていないこと

## 助成金の額

- |   |       |
|---|-------|
| <input type="checkbox"/> 新築住宅（工事もしくは購入）×市内業者を利用した場合 | 200万円 |
| <input type="checkbox"/> 新築住宅（工事もしくは購入）×市外業者を利用した場合 | 100万円 |
| <input type="checkbox"/> 中古住宅購入の場合                  | 50万円  |

## 対象の住宅

新築住宅の工事の場合は着工前、新築住宅・中古住宅購入の場合は引き渡し前であって、以下に該当するもの。

- 新築住宅の工事 ・ 建物の総工事費が1,000万円以上で申請日の同一年度内に着工予定のもの
  - 新築住宅の購入 ・ 購入費（土地代含む）が税込1,000万円以上で申請日の同一年度内に引き渡し予定のもの
  - 中古住宅の購入 ・ 購入費（土地代含む）が税込300万円以上で申請日の同一年度内に引き渡し予定のもの  
・ 西都市空き家等情報バンクに登録されているもの
- ※新築住宅・中古住宅の購入にあっては、当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの

## 申請の方法

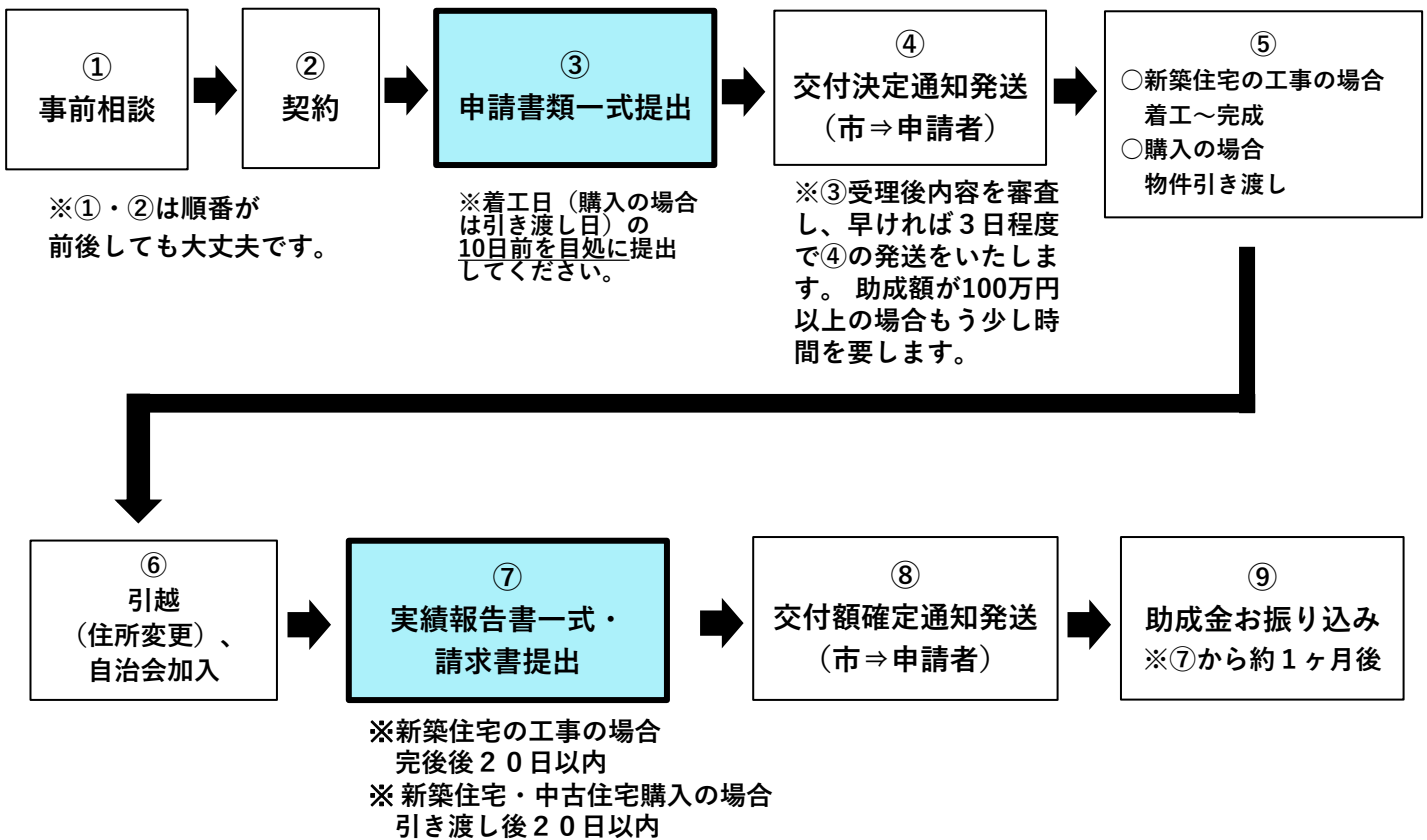
助成金の交付を申請する場合は下記書類の提出が必要です。

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書、収支予算書
- ・ 新築住宅の工事又は購入に係る契約書の写し
- ・ 立面図及び平面図
- ・ 本人及び世帯員の市税完納証明書
- ・ 新築住宅の工事の場合は予定地の現況写真、新築住宅・中古住宅の購入の場合は対象住宅の全景写真  
※別方向から2枚以上の写真を提出してください
- ・ 住民票の写し（コピーではなく市町村役場で取得するものの原本で、世帯全員の続柄の記載があるもの）
- ・ 戸籍の附票（直近3年間の住所が確認できるもの）

（裏面につづく）

## 助成金の流れ

申請者が補助金関係書類を市に提出するタイミングは、③と⑦の2回です。



## 令和3年度の申請受付期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日

※ただし、上記期間内に交付決定を受けた後に、新築住宅の工事の場合は着工予定、購入の場合は引き渡しが年度内に完了することが必要です。

また、助成金の予算額に達した時点で今年度申請受付は終了となります。

## 申請における注意事項

- 工事着工後（新築住宅・中古住宅購入の場合は物件引き渡し後）の交付決定はできません。**
- 着工予定日（新築住宅・中古住宅購入の場合は物件引き渡し予定日）が3月31日までのものが対象です。
- 予算には限りがあり、予算額に達し次第終了します。※申請の予約はできません。
- 収益物件（例：取得した住居を賃貸経営する等）は対象外です。
- 申請者の状況により別途提出の必要な書類があるため、申請者の細かな状況を確認する必要があります。お早めに相談をお願いします。

## 問い合わせ・申込先

○西都市移住・定住支援センター  
〒881-0012  
宮崎県西都市小野崎1丁目105番地  
電話：080-6470-4065  
開所時間：10時～17時  
定休日：火曜日・祝日

○西都市役所商工観光課  
さいとアピール係  
電話：0983-32-1011